

第 35 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 5月 26日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 5月26日 (金) 15時30分～16時03分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第6	議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第7	議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第8	議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穂治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

●欠席委員

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

8番 横溝 勲 9番 平林 浩哉

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、8番 横溝委員、9番 平林委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 敬松委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（敬松委員） 2番敬松です。先日、現地調査を行いました。申請地は、農業試験場の南東側に申請者の自宅・会社があり、そこより東に1キロメートル程に位置している農地です。今回は、親から子が代表の法人への使用貸借であり、今後の経営安定を図るための申請となります。譲受人の法人は設立されて28年、地域内外で農産物の生産などをされています。周辺地域への影響もなく、問題はない案件と考えられます。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 12番後藤。今回の申請は、祖母から孫への贈与であり、譲受人は、10年以上前に経営移譲を受け営農しております。地区の区長や組合長としても活躍され、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） ただ今の説明に関し、質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 西川委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（西川委員） 13番西川。23日に現地調査を行いました。申請地は、共栄6線15号の西側300メートル程の右側にあります。申請者は、本年より、父から営農を受け継ぎ、土地所有者は祖父となっています。今回の申請は、手狭になっている格納庫を、ビートの育苗ハウスの後に新築設置するもので、通路を広めにとっているのは、西側にあります農業用カーポートの使い勝手も考慮し、また排雪スペースも確保したかったとのことです。予定地は自作地内であり、周囲に与える影響もなく、問題ない計画であることを確認いたしました。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、番号1番については、原案のとおり決定いたします。
- 議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。
-

●日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

- 議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは、整理番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 議案第4号。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、審議を求める。

【整理番号7番朗読】

- 議長（島部会長） これより質疑を行います。整理番号7番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

- 議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。整理番号7番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号7番について、原案のとおり決定いたします。

- 議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。
-

●日程第8 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件

- 議長（島部会長） 次に、議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

- 事務局（土田） 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及びその他事務の実施状況の公表の件。芽室町農業委員会の令和4年度の農地利用の最適化の推進状況及びその事務の実施状況について審議を求める。

【P30～35：実施状況の公表、資料1：点検・評価（集計）について説明】

- 議長（島部会長） ただ今、事務局より議案の説明がありましたが、はじめに「別冊の資料1」について、ご意見・ご質問はありませんか。

この「別冊の資料1」は、我々農業委員の1年間の最適化活動をまとめたものであります。様式

では、委員ごとに「総会で出された意見等」を記載することとなっていますが、いかがいたしましょうか。

○議長（島部会長） 芽室町農業委員全体で同じ目標に向かって活動していることから、全員同じ内容とすることいかがでしょうか？

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、記載内容は、「農地の集積率が引き続き高い状況にあり、維持できるように情報収集や調整に努めている。」、「遊休農地の発生の未然防止に努めた。」、「現状では既存の担い手の拡大意欲が強いが、今後、現況の変化により新規就農の推進に努めていく必要がある。」というような内容を事務局でまとめて頂き、各委員のシートにそのような記載をしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、そのようなことで取り進めます。続けて、議案の30ページから35ページの記載について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないようですので、採決を行います。令和4年度の最適化の状況及びその他事務の実施状況について、議案のとおり公表することで異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、議案の内容で公表することとします。以上で、議案第5号を終わります。

○議長（島部会長） 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【なし・・との声】

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第35回総会を閉会いたします。

（16時03分 閉会）

以上、農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 5月26日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員